

令和5年4月21日

島牧村地域公共交通活性化協議会委員 各位

島牧村地域公共交通活性化協議会
会長 野崎 泰生

令和5年度 第1回島牧村地域公共交通活性化協議会の書面協議の実施について

春和の候 皆さまにはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、本村の交通行政に御理解御協力をいただき、誠にありがとうございます。さて、本来参集して協議すべきところではありますが、時節柄ご多用のことと存じますことから今回は書面会議としてご審議いただきたく、ご案内申し上げます。

つきましては、別添のとおり資料を送付しますので、ご審議いただき、承認の可否、ご意見等を「書面表決書」に御記入の上、5月1日（月）までにFAX又は電子メールにより「書面表決書」を事務局へご提出くださいますようお願いいたします。

また、期限までに書面未提出の方及び表示のないものは、承認の扱いといたしますので、ご了承ください。

なお、審議の結果につきましては、後日お知らせいたします。

記

1 報告事項

- 報告第1号 任期の満了による委員の変更について
- 報告第2号 副会長及び監査委員の指名について
- 報告第3号 令和4年度事業報告について
- 報告第4号 令和4年度島牧村地域ハイヤー料金助成事業実績報告について
- 報告第5号 令和4年度決算報告について

2 議案事項

- 議案第1号 令和5年度事業計画（案）について
- 議案第2号 島牧村地域ハイヤー料金助成事業実施協議会規程の一部改正について
- 議案第3号 令和5年度収入支出予算（案）について
- 議案第4号 令和5年度業務について

3 回答方法

別紙「書面表決書」を御記入のうえ、5月1日（月）までにFAXまたは電子メールにより御回答ください。

いただいたご意見等については、事務局から確認させていただくことがございます。

企画課企画情報係 担当：石塚

電話：0136-75-6212 FAX：0136-75-6216

メール：kikaku@vill.shimamaki.lg.jp

令和5年度

第1回 島牧村地域公共交通活性化協議会
議案書

令和5年4月21日

島牧村地域公共交通活性化協議会

報告第1号

任期の満了による委員の変更について（資料1）

別添の資料をご参照ください。

報告第2号

副会長及び監査委員の指名について

副会長に金子英敏委員を指名する。

監査委員に、木村一行委員、夏井一充委員を指名する。

報告第3号

令和4年度事業報告について

日時	項目	議事・事業内容
R4. 6. 8	第1回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・報告第1号 委員の変更について ・報告第2号 監査委員の変更について ・報告第3号 令和3年度事業報告について ・報告第4号 令和3年度決算報告について ・議案第1号 令和4年度事業計画（案）について ・議案第2号 令和4年度収入支出予算（案）について ・議案第3号 令和4年度業務委託について
R4. 9. 29	第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・報告第1号 委員の変更について ・議案第1号 令和4年度島牧村地域ハイヤー料金助成事業実施（案）について ・議案第2号 令和4年度収入支出予算補正第1回（案）について
R5. 2. 20	第3回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・報告第1号 令和4年度事業報告について ・議案第1号 令和5年度事業計画（案）について

報告第4号

令和4年度島牧村地域ハイヤー料金助成事業実績報告について

実施期間：令和4年10月14日～令和5年3月31日

利用登録者数：70名

利用券交付枚数：4,200枚（額面500円/枚，総額2,100,000円）

利用券使用枚数：2,445枚（使用総額1,222,500円）

利用券月間使用枚数：

R4. 10月	14枚	R4. 11月	339枚	R4. 12月	518枚
R5.1月	292枚	R5.2月	429枚	R5.3月	853枚

報告第5号

令和4年度決算報告について

- ・令和4年度島牧村地域公共交通活性化協議会決算書（資料2）
- ・令和4年度会計監査報告書（資料3）

議案第1号

令和5年度事業計画（案）について

令和5年度の島牧村地域公共交通活性化協議会では、高齢化が急速に進展する中、特に高齢者などの交通弱者が通院や買い物など日常生活を営むための交通手段について持続可能なあり方を検討するための、島牧村地域公共交通計画に基づき、路線バス・ハイヤーのほか移送サービスや患者輸送バス等の既存の生活交通を有効に活用するための取り組みについて、検討を進める。

- (1) 公共交通体系見直しに向けた事例収集整理
- (2) 利用促進チラシの作成
- (3) 意見交換会の開催
- (4) 関係機関との協議

議案第2号

島牧村地域ハイヤー料金助成事業実施協議会規程の一部改正について（資料4）

概要

- ①. 委員及び住民から寄せられた意見等を踏まえ、助成対象者の範囲の拡大を行うとともに、ハイヤー利用券の交付額の増額を行う。
 - (1). 助成対象者に「身体障害者手帳又は精神障害者保険福祉手帳」を保有する18歳以上64歳以下を加える。
 - (2). 交付するハイヤー利用券については、60,000円分の利用券を交付する。
（額面1,000円券及び額面500円券を、それぞれ40枚交付する。）
- 以上のことを踏まえて、規程の一部改正を行う。

事業の進め方について

- (1). 前年度利用登録した方は引き続き利用申請があったものと見なし新たな申請は不要とする。（公簿等の確認は行う。）
- (2). ハイヤー利用券及びハイヤー登録証については、文字の色や台紙の色の工夫により、前年度交付したものと相違するように努める。

議案第3号

令和5年度収入支出予算（案）について（資料5）

議案第4号

令和5年度業務について

- ①. 島牧村地域公共交通計画推進業務委託（予算額：1,617千円）について
令和4年3月に策定された島牧村地域公共交通計画を基に検討、計画の推進等を進

める。

1 計画の準備

業務を円滑に遂行するため、業務内容や全体工程を示した業務実施計画書の作成を行う。

2 公共交通体系見直しに向けた事例収集整理

島牧村ではニセコバスが運行する島牧線、村代替バスのほか、ハイヤー、移送サービス、患者輸送バスの多様な輸送手段が運行している。これらを効率的で効果的に活用する公共交通体系を検討し、利用者数の確保や財政負担の軽減に資する取組の実施が有効と考えられる。

そのため、複数の多様な公共交通機関が運行しており、それらを包括的にとらえ、効率的で効果的な公共交通体系へと再構築を図った全道・全国の事例を収集し、島牧村への適用に向けた検討に役立つよう整理する。

3 利用促進チラシの作成

公共交通の利用促進を図るため、村内を運行するすべての公共交通機関の総合的な時刻表（乗り継ぎ情報含む。）バスマップ、バスの乗り方、運賃表等からなる分かりやすい利用促進チラシを作成する。

4 意見交換会等支援

公共交通の維持・改善に向けて、地域住民の意見を抽出するため、対面式の意見交換会を開催し、日ごろの移動状況・公共交通の使い方や公共交通等に対する課題や意向を具体的に抽出する。

意見交換会は全2回の開催を想定している。

5 島牧村地域公共交通活性化協議会の運営支援

島牧村地域公共交通活性化協議会の開催を2回程度予定している。本会議では、地域公共交通計画の施策内容に関する協議を行うこととしている。なお、会議時間は1回につき2時間程度を想定している。

- ① 会議内容の提案、資料作成支援
- ② 会議への参加
- ③ 議事録作成（要点記録）

②. 島牧村地域ハイヤー料金助成事業の実施（予算額：6,100千円）について

昨年試行事業として行った当該事業を今年度も実施する。

（事業費：ハイヤー利用券交付見込者数100名—6,000千円）

（事務費：消耗品一式100千円）

島牧村地域公共交通活性化協議会 委員名簿

(任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで)

令和5年4月1日現在

構 成 員	役 職	氏 名	役職
(1) 島牧村	副村長	野 崎 泰 生	会長
(2) 公共交通事業者の代表者が指名するもの	有限会社島牧ハイヤー副社長	高 島 紀 彦	
	ニセコバス株式会社取締役総務部長	荒 井 征 人	
	後志地区ハイヤー協会 (有限会社島牧ハイヤー代表取締役)	林 知 弘	
(3) 国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局長が指名する者	北海道運輸局札幌運輸支局首席運輸企画専門官	經 亀 真 利	
(4) 北海道後志総合振興局長が指名する者	北海道後志総合振興局地域創生部新幹線推進室長	新 開 孝 一	
(5) 北海道警察函館方面寿都警察署長が指名する者	北海道函館方面寿都警察署地域・交通課長	齊 藤 真 也	
(6) 道路管理者の代表者が指名する者	国土交通省小樽開発建設部岩内道路事務所長	高 久 博 司	
(7) 住民又は利用者の代表	島牧村地区会長連絡協議会副会長	木 村 一 行	監査
	島牧村老人クラブ連合会副会長	右 近 達 雄	
	島牧商工会事務局長	田 中 勝 義	
	社会福祉法人島牧村社会福祉協議会事務局長	金 子 英 敏	副会長
	島牧村福祉課長	夏 井 一 充	監査
	島牧村教育委員会教育次長	及 川 光 輝	
(8) その他村長が必要と認める者	寿都町企画課長	齊 藤 理 香	
	ニセコバス労働組合執行委員長	公 平 一 大	

※. 新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間となります。

令和 4 年度

島牧村地域公共交通活性化協議会決算書

【収入の部】

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	増 減	備 考
1 負 担 金	1,694,000	6,394,000	4,700,000	村負担金
2 補 助 金	0	0	0	国庫補助金
3 繰 越 金	16,243	16,243	0	
4 諸 収 入	757	28	△729	預金利息
合 計	1,711,000	6,410,271	4,699,271	

【支出の部】

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	増 減	備 考	
1 運 営 費	議会費	0	0		
	事務費	16,000	3,190	△12,810	振込手数料
	小 計	16,000	3,190	△12,810	
2 事 業 費	事業費	1,694,000	2,872,500	1,178,500	・推進計画委託料 ・ハイヤー利用券事業
3 予 備 費	予備費	1,000	0	△1,000	
合 計	1,711,000	2,875,690	1,164,690		

(収入総額) 6,410,271円

(支出総額) 2,875,690円

(差引残額) 3,534,581円は、令和5年度に繰越します。


令和5年4月18日


島牧村地域公共交通活性化協議会 会長 野崎泰生

監 査 報 告 書

令和4年度島牧村地域公共交通活性化協議会収支決算について、証拠書類等の関係諸帳簿を監査した結果、その内容は適正であると認められますので、報告いたします。

令和5年4月18日

監査委員 木 村 一 行 

監査委員 夏 井 一 充 

島牧村地域ハイヤー料金助成事業実施協議会規程（令和4年規程第1号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○島牧村地域ハイヤー料金助成事業実施協議会規程</p> <p>令和4年10月11日 規程第1号</p> <p>改正 令和5年4月 日 規程 第 号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この協議会規程は、高齢者及び身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳を保有している者（以下、「高齢者等」という。）の経済的負担を軽減するとともに、高齢者等の社会参加を促進し、元気で生きがいのある生活を送るため、ハイヤー利用料金の一部を助成することとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この協議会規程において、「高齢者」とは、当該年度中に65歳以上となる者をいう。</p> <p>2. 「身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳を保有している者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者を</p>	<p>○島牧村地域ハイヤー料金助成事業実施協議会規程</p> <p>令和4年10月11日 規程第1号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この協議会規程は、高齢者の経済的負担を軽減するとともに、高齢者等の社会参加を促進し、元気で生きがいのある生活を送ることができるよう福祉の増進を図るため、ハイヤー利用料金の一部を助成することとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この協議会規程において、「高齢者」とは、当該年度中に65歳以上となる者をいう。</p>

改正後（案）	現行
<p>含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち18歳以上である者で、当該年度中に18歳以上64歳以下の方で同手帳を保有している者をいう。</p> <p>（助成対象者）</p> <p>第3条 この協議会規程による島牧村地域ハイヤー利用券（様式第1号。以下、「利用券」という。）の交付を受けることができる者は、第2条第1項及び第2項に規定する高齢者及び身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳を保有している者であって、次に掲げる各号に該当する者（以下、「助成対象者」という。）とする。</p> <p>(1) 申請日において村内に住所を有し、現に居住している者。</p> <p>(2) 村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（世帯単位）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、水道料、公営住宅料、浄化槽使用料、光ネットワーク使用料の滞納がない世帯の者。</p> <p>(3) その他、会長が特に必要と認めた者。</p> <p>2 前項第1号の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象者としな いものとする。</p> <p>(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する養護老人ホーム、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に規定する介護保険施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第28条第2項第6号に規定するグループホームに入所している者。</p> <p>(2) 自動車運転免許証（普通自動車免許以上。）の交付を受けている者。</p>	<p>（助成対象者）</p> <p>第3条 この協議会規程による島牧村地域ハイヤー利用券（様式第1号。以下、「利用券」という。）の交付を受けることができる者は、第2条に規定する高齢者であって、次に掲げる各号に該当する者（以下、「助成対象者」という。）とする。</p> <p>(1) 申請日において村内に住所を有し、現に居住している者。</p> <p>(2) 村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（世帯単位）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、水道料、公営住宅料、浄化槽使用料、光ネットワーク使用料の滞納がない者。</p> <p>(3) その他、会長が特に必要と認めた者。</p> <p>2 前項第1号の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象者としな いものとする。</p> <p>(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する養護老人ホーム、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に規定する介護保険施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第28条第2項第6号に規定するグループホームに入所している者。</p> <p>(2) 自動車運転免許証（普通自動車免許以上。）の交付を受けている者。</p>

改正後（案）	現行
<p>(3) 自動車（四輪以上。）を所有、使用（割賦、リース含む。） (運行事業者の指定)</p> <p>第4条 会長は、事業を実施するため、あらかじめ道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項ハに定める一般乗用旅客自動車運送業を行う者（以下、「ハイヤー事業者」という。）を指定するものとする。</p> <p>2 会長は、前項の規定により指定したハイヤー事業者（以下、「指定事業者」という。）と島牧村地域ハイヤー料金助成事業についての協定を締結するものとする。</p> <p>(申請及び交付)</p> <p>第5条 島牧村地域ハイヤー利用登録証（様式第2号。以下、「登録証」という。）及び利用券の交付を受けようとする者又はその代理人（以下、「申請者」という。）は、島牧村地域ハイヤー利用登録証・利用券交付申請書（様式第3号。以下「登録申請書」という。）を会長に提出しなければならぬ。</p> <p>2 会長は、前項の登録申請書が提出された場合は、公簿等の確認を島牧村長へ依頼し、その回答を受け助成対象者に該当するか否かを審査し、該当すると認められたときは、島牧村地域ハイヤー利用券登録・交付決定通知書（様式第4号）を交付するとともに、島牧村地域ハイヤー利用券登録台帳（様式第5号）に登録するものとする。</p> <p>3 会長は、前項の交付決定を受けた者に対し、登録証並びに利用券を交付するとともに、島牧村地域ハイヤー利用券交付台帳（様式第6号）に登</p>	<p>(3) 自動車（四輪以上。）を所有、使用（割賦、リース含む。） (運行事業者の指定)</p> <p>第4条 会長は、事業を実施するため、あらかじめ道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項ハに定める一般乗用旅客自動車運送業を行う者（以下、「ハイヤー事業者」という。）を指定するものとする。</p> <p>2 会長は、前項の規定により指定したハイヤー事業者（以下、「指定事業者」という。）と島牧村地域ハイヤー料金助成事業についての協定を締結するものとする。</p> <p>(申請及び交付)</p> <p>第5条 島牧村地域ハイヤー利用登録証（様式第2号。以下、「登録証」という。）及び利用券の交付を受けようとする者又はその代理人（以下、「申請者」という。）は、島牧村地域ハイヤー利用登録証・利用券交付申請書（様式第3号。以下「登録申請書」という。）を会長に提出しなければならぬ。</p> <p>2 会長は、前項の登録申請書が提出された場合は、公簿等の確認を島牧村長へ依頼し、その回答を受け助成対象者に該当するか否かを審査し、該当すると認められたときは、島牧村地域ハイヤー利用券登録・交付決定通知書（様式第4号）を交付するとともに、島牧村地域ハイヤー利用券登録台帳（様式第5号）に登録するものとする。</p> <p>3 会長は、前項の交付決定を受けた者に対し、登録証並びに利用券を交付するとともに、島牧村地域ハイヤー利用券交付台帳（様式第6号）に登</p>

改正後 (案)	現行
<p>載するものとする。</p> <p>4 会長は、第2項の助成対象者に該当しないと認められた者に対し、島牧村地域ハイヤー利用券不交付決定通知書(様式第7号)を交付するものとする。</p> <p>(交付額)</p> <p>第6条 会長は、登録証交付者に対し、当該年度分<u>60,000円</u>分の利用券を交付するものとする。</p> <p>2 利用券の1枚当たりの額面及び交付枚数は次のとおりとする。</p> <p>(1) 額面を<u>1,000円</u>とするものを、<u>40枚</u>交付する。</p> <p>(2) 額面を<u>500円</u>とするものを、<u>40枚</u>交付する。</p> <p>(有効期間)</p> <p>第7条 利用券の有効期限は、交付の日からその日の属する年度の末日までとする。</p> <p>(利用方法)</p> <p>第8条 利用券の交付を受けた者(以下、「受給者」という。)は、利用券を使用するときは登録証を携帯し、ハイヤー乗務員に登録証を提示しなければならぬ。</p> <p>2 受給者が利用券を使用しハイヤー料金の支払をする際は、ハイヤー料金から当該利用券の額を控除した金額を指定事業者に支払うものとする。</p>	<p>載するものとする。</p> <p>4 会長は、第2項の助成対象者に該当しないと認められた者に対し、島牧村地域ハイヤー利用券不交付決定通知書(様式第7号)を交付するものとする。</p> <p>(交付額)</p> <p>第6条 会長は、登録証交付者に対し、当該年度分<u>30,000円</u>分の利用券を交付するものとする。</p> <p>2 利用券の1枚当たりの額面は<u>500円</u>とし、<u>60枚</u>交付する。</p> <p>(有効期間)</p> <p>第7条 利用券の有効期限は、交付の日からその日の属する年度の末日までとする。</p> <p>(利用方法)</p> <p>第8条 利用券の交付を受けた者(以下、「受給者」という。)は、利用券を使用するときは登録証を携帯し、ハイヤー乗務員に登録証を提示しなければならぬ。</p> <p>2 受給者が利用券を使用しハイヤー料金の支払をする際は、ハイヤー料金から当該利用券の額を控除した金額を指定事業者に支払うものとする。</p>
<p>載するものとする。</p> <p>4 会長は、第2項の助成対象者に該当しないと認められた者に対し、島牧村地域ハイヤー利用券不交付決定通知書(様式第7号)を交付するものとする。</p> <p>(交付額)</p> <p>第6条 会長は、登録証交付者に対し、当該年度分<u>60,000円</u>分の利用券を交付するものとする。</p> <p>2 利用券の1枚当たりの額面及び交付枚数は次のとおりとする。</p> <p>(1) 額面を<u>1,000円</u>とするものを、<u>40枚</u>交付する。</p> <p>(2) 額面を<u>500円</u>とするものを、<u>40枚</u>交付する。</p> <p>(有効期間)</p> <p>第7条 利用券の有効期限は、交付の日からその日の属する年度の末日までとする。</p> <p>(利用方法)</p> <p>第8条 利用券の交付を受けた者(以下、「受給者」という。)は、利用券を使用するときは登録証を携帯し、ハイヤー乗務員に登録証を提示しなければならぬ。</p> <p>2 受給者が利用券を使用しハイヤー料金の支払をする際は、ハイヤー料金から当該利用券の額を控除した金額を指定事業者に支払うものとする。</p>	<p>載するものとする。</p> <p>4 会長は、第2項の助成対象者に該当しないと認められた者に対し、島牧村地域ハイヤー利用券不交付決定通知書(様式第7号)を交付するものとする。</p> <p>(交付額)</p> <p>第6条 会長は、登録証交付者に対し、当該年度分<u>30,000円</u>分の利用券を交付するものとする。</p> <p>2 利用券の1枚当たりの額面は<u>500円</u>とし、<u>60枚</u>交付する。</p> <p>(有効期間)</p> <p>第7条 利用券の有効期限は、交付の日からその日の属する年度の末日までとする。</p> <p>(利用方法)</p> <p>第8条 利用券の交付を受けた者(以下、「受給者」という。)は、利用券を使用するときは登録証を携帯し、ハイヤー乗務員に登録証を提示しなければならぬ。</p> <p>2 受給者が利用券を使用しハイヤー料金の支払をする際は、ハイヤー料金から当該利用券の額を控除した金額を指定事業者に支払うものとする。</p>

改正後（案）	現行
<p>3 前項に規定する場合において、1回に支払うべきハイヤー料金の額を超える額に相当する利用券を使用することはできない。</p> <p>4 複数人の受給者が同一のハイヤーに乗車したときは、それぞれの受給者が利用券を使用できるものとする。</p> <p>（再交付等）</p> <p>第9条 登録証が汚損、破損等の理由により滅失のおそれが認められる場合は、既存登録証と引き換えに再交付できるものとする。</p> <p>2 利用券は、紛失等いかなる理由があつたとしても、再交付はしないものとする。</p> <p>（料金の請求等）</p> <p>第10条 指定事業者は、受け取った利用券を月ごとに取りまとめ、島牧村地域ハイヤー利用券使用料金請求書（様式第8号）に当該月分の使用済み利用券及び島牧村地域ハイヤー利用券月間使用状況表（様式第9号）を添えて、翌月15日までに協議会に請求するものとする。</p> <p>2 協議会は、前項の請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに当該利用料金を指定事業者に支払うものとする。</p> <p>（使用の制限）</p> <p>第11条 利用券の交付を受けた者が、利用券の有効期限内に第3条の規定による助成対象者でなくなつたときは、利用券を使用してはならない。</p> <p>（不正使用の禁止等）</p>	<p>3 前項に規定する場合において、1回に支払うべきハイヤー料金の額を超える額に相当する利用券を使用することはできない。</p> <p>4 複数人の受給者が同一のハイヤーに乗車したときは、それぞれの受給者が利用券を使用できるものとする。</p> <p>（再交付等）</p> <p>第9条 登録証が汚損、破損等の理由により滅失のおそれが認められる場合は、既存登録証と引き換えに再交付できるものとする。</p> <p>2 利用券は、紛失等いかなる理由があつたとしても、再交付はしないものとする。</p> <p>（料金の請求等）</p> <p>第10条 指定事業者は、受け取った利用券を月ごとに取りまとめ、島牧村地域ハイヤー利用券使用料金請求書（様式第8号）に当該月分の使用済み利用券及び島牧村地域ハイヤー利用券月間使用状況表（様式第9号）を添えて、翌月15日までに協議会に請求するものとする。</p> <p>2 協議会は、前項の請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに当該利用料金を指定事業者に支払うものとする。</p> <p>（使用の制限）</p> <p>第11条 利用券の交付を受けた者が、利用券の有効期限内に第3条の規定による助成対象者でなくなつたときは、利用券を使用してはならない。</p> <p>（不正使用の禁止等）</p>

改正後（案）	現行
<p>第12条 利用券は受給者のみが利用できるものとし、これを受給者が第三者に譲渡又は売買若しくはその他の不正の目的で使用してはならない。</p> <p>2 指定事業者は、虚偽の請求又はその他の不正な行為をしてはならない。</p> <p>（資格の喪失及び返還）</p> <p>第13条 会長は、受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、登録証及びハイヤー利用券を返還させることができるものとする。</p> <p>(1) 受給者が、前条第1項に違反したとき。</p> <p>(2) 受給者が、第3条の規定による助成対象者でなくなったとき。</p> <p>(3) 受給者が、村外に転出又は死亡したとき。</p> <p>2 会長は、助成対象者が前条に違反したときは、使用済の利用券及び支給に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。</p> <p>（その他）</p> <p>第14条 この協議会規程に定めるもののほか、この協議会規程の施行に必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>この規程は、公布の日から施行する。</p>	<p>第12条 利用券は受給者のみが利用できるものとし、これを受給者が第三者に譲渡又は売買若しくはその他の不正の目的で使用してはならない。</p> <p>2 指定事業者は、虚偽の請求又はその他の不正な行為をしてはならない。</p> <p>（資格の喪失及び返還）</p> <p>第13条 会長は、受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、登録証及びハイヤー利用券を返還させることができるものとする。</p> <p>(1) 受給者が、前条第1項に違反したとき。</p> <p>(2) 受給者が、第3条の規定による助成対象者でなくなったとき。</p> <p>(3) 受給者が、村外に転出又は死亡したとき。</p> <p>2 会長は、助成対象者が前条に違反したときは、使用済の利用券及び支給に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。</p> <p>（その他）</p> <p>第14条 この協議会規程に定めるもののほか、この協議会規程の施行に必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>この規程は、公布の日から施行する。</p>

改正後 (案)	現行
<p>附 則 <u>(施行期日)</u> この規程は、公布の日から施行する。</p>	

※. 様式に変更があったものについては、次のとおり。(変更後)

様式第1号 島牧村地域ハイヤー利用券

様式第3号 島牧村地域ハイヤー利用登録証・利用券交付申請書

様式第4号 島牧村地域ハイヤー利用券登録・交付決定通知書


様式第8号 島牧村地域ハイヤー利用券使用料金請求書

様式第9号 島牧村地域ハイヤー利用券月間使用状況表

様式第1号 (第3条関係)

1 島牧村地域ハイヤー利用券 (表)

交付番号 _____
島牧村地域ハイヤー利用券
金 1 0 0 0 円
有効期限：令和 年 3 月 3 1 日
※お釣りは出ません。
島牧村地域公共交通活性化協 

交付番号 _____
島牧村地域ハイヤー利用券
金 5 0 0 円
有効期限：令和 年 3 月 3 1 日
※お釣りは出ません。
島牧村地域公共交通活性化協 

注) 金額の表示については、着色により区分する。

島牧村地域ハイヤー利用登録証・利用券交付申請書

年 月 日

島牧村地域公共交通活性化協議会長 様

申請者	住 所：島牧村字
	フリガナ：
	氏 名：
	電 話 番 号：（ ）－（ ）－（ ）
	利用者との関係：

島牧村地域ハイヤー料金助成事業実施協議会規程第5条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、私は本助成事業のすべての助成対象者要件を満たしていることを誓約するとともに、交付要件審査のため、協議会が島牧村へ協議会規程第3条第1項及び第2項の定める、住民基本台帳の登録や各種の税や保険料、使用料金、施設入所、手帳保有等の状況等について、公簿等により個人情報確認することに同意します。

記

フリガナ	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	性 別	男 ・ 女
氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生
世帯主名			
住 所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
要 件	次の助成対象者要件を満たしています。(□に、レ点を記入してください。) <input type="checkbox"/> ：申請日において、村内に住所を有し、現に居住しています。 <input type="checkbox"/> ：税や料などの滞納はありません。 (村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(世帯単位)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、水道料、公営住宅料、浄化槽使用料、光ネットワーク使用料) <input type="checkbox"/> ：介護保険福祉の法に定める施設に入所していません。 <input type="checkbox"/> ：自動車運転免許証(普通免許以上)の交付は受けていません。 <input type="checkbox"/> ：自動車(四輪以上。)を所有、使用(割賦、リース含む。)していません。 <input type="checkbox"/> ：身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳を保有している。(手帳等級の記入： 級)		

【個人情報の取り扱いについて】

当該申請に係る個人情報については、本事業のためにのみ使用するものとし、その他の目的には使用しません。

※. 次の欄は記入しないでください。

交付の可否	決定年月日		交付番号	会 長	事務局長	事務局員		備 考	
可 ・ 否	年 月 日							該当 ()	
1.住民係	住民登録 有・無	3.在宅介護支援係	施設入所 有・無	4.水道係	滞納 有・無	6.生活排水係	滞納 有・無	9.福祉係	身障手帳 有(級)・無
2.税務係	滞納 有・無	3.在宅介護支援係	滞納 有・無	5.施設係	滞納 有・無	7.企画情報係	滞納 有・無	10.保健指導係	精神手帳 有(級)・無

申請に基づき島牧村地域ハイヤー利用券の交付又は不交付の手続を行ってよろしいか。

様式第 8 号 (第 10 条関係)

島牧村地域ハイヤー利用券使用料請求書

年 月 日

島牧村地域公共交通活性化協議会長 様

指定事業者

所在地

事業者名

代表者名

印

島牧村地域ハイヤー料金助成事業実施協議会規程第 10 条の規定により次のとおり請求します。

記

島牧村地域ハイヤー利用券請求金額	
_____年 _____月分 ① + ②	_____円
利用券の額面 1, 0 0 0 円 × _____枚 ①	_____円
利用券の額面 5 0 0 円 × _____枚 ②	_____円

※請求金額を下記の口座に振り込みを依頼します。

【口座振り込み依頼先】

金融機関名		本支店名	
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

- (添付書類) 1. 使用済み「島牧村地域ハイヤー利用券」
2. 月間使用状況表

様式第9号 (第10条関係)

月間使用状況表

() 月分

日	曜日	使用枚数		
		1,000円券	500円券	計
1	()	枚	枚	枚
2	()	枚	枚	枚
3	()	枚	枚	枚
4	()	枚	枚	枚
5	()	枚	枚	枚
6	()	枚	枚	枚
7	()	枚	枚	枚
8	()	枚	枚	枚
9	()	枚	枚	枚
10	()	枚	枚	枚
11	()	枚	枚	枚
12	()	枚	枚	枚
13	()	枚	枚	枚
14	()	枚	枚	枚
15	()	枚	枚	枚
16	()	枚	枚	枚
17	()	枚	枚	枚
18	()	枚	枚	枚
19	()	枚	枚	枚
20	()	枚	枚	枚
21	()	枚	枚	枚
22	()	枚	枚	枚
23	()	枚	枚	枚
24	()	枚	枚	枚
25	()	枚	枚	枚
26	()	枚	枚	枚
27	()	枚	枚	枚
28	()	枚	枚	枚
29	()	枚	枚	枚
30	()	枚	枚	枚
31	()	枚	枚	枚
合計		枚	枚	枚

○島牧村地域ハイヤー料金助成事業実施協議会規程

令和4年10月11日
協議会規程 令和4年 第1号
改正 令和5年 月 日
規程 第 号

(目的)

第1条 この協議会規程は、高齢者及び身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳を保有している者（以下、「高齢者等」という。）の経済的負担を軽減するとともに、高齢者等の社会参加を促進し、元気で生きがいのある生活を送ることができるよう福祉の増進を図るため、ハイヤー利用料金の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協議会規程において、「高齢者」とは、当該年度中に65歳以上となる者をいう。

2 「身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳を保有している者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち18歳以上である者で、当該年度中に18歳以上64歳以下の方で同手帳を保有している者をいう。

(助成対象者)

第3条 この協議会規程による島牧村地域ハイヤー利用券（様式第1号。以下、「利用券」という。）の交付を受けることができる者は、第2条第1項及び第2項に規定する高齢者及び身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳を保有している者であって、次に掲げる各号に該当する者（以下、「助成対象者」という。）とする。

(1) 申請日において村内に住所を有し、現に居住している者。

(2) 村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（世帯単位）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、水道料、公営住宅料、浄化槽使用料、光ネットワーク使用料の滞納がない世帯の者。

(3) その他、会長が特に必要と認めた者。

2 前項第1号の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象者としなないものとする。

- (1) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する養護老人ホーム、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条に規定する介護保険施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 28 条第 2 項第 6 号に規定するグループホームに入所している者。
- (2) 自動車運転免許証（普通自動車免許以上。）の交付を受けている者。
- (3) 自動車（四輪以上。）を、所有、使用（割賦、リース含む。）している者。

（運行事業者の指定）

第 4 条 会長は、事業を実施するため、あらかじめ道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を行う者（以下、「ハイヤー事業者」という。）を指定するものとする。

- 2 会長は、前項の規定により指定したハイヤー事業者（以下、「指定事業者」という。）と島牧村地域ハイヤー料金助成事業についての協定を締結するものとする。
（申請及び交付）

第 5 条 島牧村地域ハイヤー利用登録証（様式第 2 号。以下、「登録証」という。）及び利用券の交付を受けようとする者又はその代理人（以下、「申請者」という。）は、島牧村地域ハイヤー利用登録証・利用券交付申請書（様式第 3 号。以下、「登録申請書」という。）を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の登録申請書が提出された場合は、公簿等の確認を島牧村長へ依頼し、その回答を受け助成対象者に該当するか否かを審査し、該当すると認めるときは、島牧村地域ハイヤー利用券登録・交付決定通知書（様式第 4 号）を交付するとともに、島牧村地域ハイヤー利用券登録台帳（様式第 5 号）に登載するものとする。
- 3 会長は、前項の交付決定を受けた者に対し、登録証並びに利用券を交付するとともに、島牧村地域ハイヤー利用券交付台帳（様式第 6 号）に登載するものとする。
- 4 会長は、第 2 項の助成対象者に該当しないと認められた者に対し、島牧村地域ハイヤー利用券不交付決定通知書（様式第 7 号）を交付するものとする。

（交付額）

第 6 条 会長は、登録証交付者に対し、当該年度分として 60,000 円分の利用券を交付するものとする。

- 2 利用券の 1 枚当たりの額面及び交付枚数は次のとおりとする。
 - (1) 額面を 1,000 円とするものを、40 枚交付する。
 - (2) 額面を 500 円とするものを、40 枚交付する。

（有効期間）

第 7 条 利用券の有効期限は、交付の日からその日の属する年度の末日までとする。

(利用方法)

- 第8条 利用券の交付を受けた者（以下、「受給者」という。）は、利用券を使用するときは登録証を携帯し、ハイヤー乗務員に登録証を提示しなければならない。
- 2 受給者が利用券を使用しハイヤー料金の支払をする際は、ハイヤー料金から当該利用券の額を控除した金額を指定事業者を支払うものとする。
 - 3 前項に規定する場合において、1回に支払うべきハイヤー料金の額を超える額に相当する利用券を使用することはできない。
 - 4 複数人の受給者が同一のハイヤーに乗車したときは、それぞれの受給者が利用券を使用できるものとする。

(再交付等)

- 第9条 登録証が汚損、破損等の理由により滅失のおそれが認められる場合は、既存登録証と引き換えに再交付できるものとする。
- 2 利用券は、紛失等いかなる理由があつたとしても、再交付はしないものとする。

(料金の請求等)

- 第10条 指定事業者は、受け取った利用券を月ごとに取りまとめ、島牧村地域ハイヤー利用券使用料金請求書（様式第8号）に当該月分の使用済み利用券及び島牧村地域ハイヤー利用券月間使用状況表（様式第9号）を添えて、翌月15日までに協議会に請求するものとする。
- 2 協議会は、前項の請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに当該利用料金を指定事業者を支払うものとする。

(使用の制限)

- 第11条 利用券の交付を受けた者が、利用券の有効期限内に第3条の規定による助成対象者でなくなったときは、利用券を使用してはならない。

(不正使用の禁止等)

- 第12条 利用券は受給者のみが利用できるものとし、これを受給者が第三者に譲渡又は売買若しくはその他不正の目的で使用してはならない。
- 2 指定事業者は、虚偽の請求又はその他不正な行為をしてはならない。

(資格の喪失及び返還)

- 第13条 会長は、受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、登録証及びハイヤー利用券を返還させることができるものとする。
- (1) 受給者が、前条第1項に違反したとき。
 - (2) 受給者が、第3条の規定による助成対象者でなくなったとき。
 - (3) 受給者が、村外に転出又は死亡したとき。
- 2 会長は、助成対象者が前条に違反したときは、使用済の利用券及び支給に要し

た費用の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

(その他)

第14条 この協議会規程に定めるもののほか、この協議会規程の施行に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この協議会規程は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この協議会規程は、公布の日から施行する。

令和 5 年度

島牧村地域公共交通活性化協議会収支予算（案）

【収入の部】

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
1 負 担 金	7,717,000	1,694,000	6,023,000	村負担金
2 補 助 金	0	0	0	国庫補助金
3 繰 越 金	3,534,581	16,243	3,518,338	前年度からの繰越金
4 諸 収 入	419	757	△243	預金利息
合 計	11,252,000	1,711,000	9,541,000	

【支出の部】

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考	
1 運 営 費	会議費	0	0		
	事務費	12,500	16,000	△3,500	振込手数料等
	小 計	12,500	16,000	△3,500	
2 事 業 費	事業費 ※.1	7,717,000	1,694,000	6,023,000	議案第4号の2事業分
	精算金 ※.2	3,521,500	0	3,521,500	村負担金の精算返還
	小 計	11,238,500	1,694,000	9,544,500	
3 予 備 費	予備費	1,000	1,000	0	
合 計	11,252,000	1,711,000	9,541,000		

※.1事業費：①島牧村地域公共交通計画推進業務委託（予算額：1,617千円）

②島牧村地域ハイヤー料金助成事業（予算額：6,100千円）

合計（予算額：7,717千円）

※.2精算金：事業費確定による。

島牧村地域公共交通計画推進業務委託料分： 44,000円

島牧村地域ハイヤー料金助成事業分：3,477,500円

合 計：3,521,500円